

第 110 号議案 令和元年度一般会計補正予算

令和元年9月 福岡県議会定例会議案 その1
第 3 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
110	令和元年度福岡県一般会計補正予算（第1号）	1

一 般 会 計

第110号議案

令和元年度福岡県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度福岡県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,159,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,787,976,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年9月12日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		208,746,836	128,435	208,875,271
	2 国 庫 補 助 金	97,545,403	128,435	97,673,838
13 繰 越 金		1	528,130	528,131
	1 繰 越 金	1	528,130	528,131
15 県 債		231,567,585	1,502,900	233,070,485
	1 県 債	231,567,585	1,502,900	233,070,485
歳 入 合 計		1,785,816,843	2,159,465	1,787,976,308

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		62,262,738	68,190	62,330,928
	2 企 画 費	13,386,349	68,190	13,454,539

3 保 健 費		226,373,281	42,094	226,415,375
	1 保 健 企 画 費	7,327,181	42,094	7,369,275
4 環 境 費		3,410,709	9,495	3,420,204
	1 環 境 費	3,410,709	9,495	3,420,204
6 農 林 水 産 業 費		62,175,198	398,477	62,573,675
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	9,670,753	1,157	9,671,910
	2 農 業 費	10,488,034	397,320	10,885,354
8 県 土 整 備 費		157,647,906	1,510,478	159,158,384
	3 河 川 海 岸 費	54,614,443	1,382,043	55,996,486
	8 水 資 源 対 策 費	3,689,752	128,435	3,818,187
11 災 害 復 旧 費		38,924,831	130,731	39,055,562
	3 庁 舎 等 災 害 復 旧 費	346,822	130,731	477,553
歳 出 合 計		1,785,816,843	2,159,465	1,787,976,308

第2表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農林漁業災害対策資金利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	1,095千円 ただし、令和元年度利子補給対象 融資限度額 85,000千円	令和2年度から 令和7年度まで	2,759千円 ただし、令和元年度利子補給対象 融資限度額 385,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和元年度から 令和9年度まで	630千円	令和元年度から 令和9年度まで	1,230千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	6,122千円 ただし、令和元年度利子補給対象 融資限度額 40,000千円	令和2年度から 令和22年度まで	26,459千円 ただし、令和元年度利子補給対象 融資限度額 190,000千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健施設整備事業費	1,089,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和元年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	1,111,900	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は令和元年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
河川事業費	18,910,700				20,260,100			
災害復旧事業費	10,545,100				10,675,700			
計	231,567,585				233,070,485			

